

四半期報告書

(第99期第1四半期)

自 平成22年12月1日
至 平成23年2月28日

キューピー株式会社

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	5
3 経営上の重要な契約等	5
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5

第3 設備の状況	11
----------	----

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	12
(2) 新株予約権等の状況	12
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	12
(4) ライツプランの内容	12
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	12
(6) 大株主の状況	12
(7) 議決権の状況	13

2 株価の推移	13
---------	----

3 役員の状況	13
---------	----

第5 経理の状況	14
----------	----

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	15
(2) 四半期連結損益計算書	17
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	18

2 その他	27
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	28
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年4月14日
【四半期会計期間】	第99期第1四半期（自平成22年12月1日 至平成23年2月28日）
【会社名】	キューピー株式会社
【英訳名】	Kewpie Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 峰三郎
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号
【電話番号】	(03) 3486-3331
【事務連絡者氏名】	取締役経営推進本部長 井上 伸雄
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号
【電話番号】	(03) 3486-3331
【事務連絡者氏名】	取締役経営推進本部長 井上 伸雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第98期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第99期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第98期
会計期間	自平成21年12月1日 至平成22年2月28日	自平成22年12月1日 至平成23年2月28日	自平成21年12月1日 至平成22年11月30日
売上高(百万円)	110,720	115,689	471,010
経常利益(百万円)	4,475	4,438	22,762
四半期(当期)純利益(百万円)	2,370	2,210	10,613
純資産額(百万円)	173,364	181,755	180,901
総資産額(百万円)	279,585	268,197	287,957
1株当たり純資産額(円)	987.03	1,035.25	1,029.26
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	15.63	14.57	69.97
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益(円)	—	—	—
自己資本比率(%)	53.6	58.6	54.2
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	1,392	△420	25,731
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	△2,110	△3,628	△15,120
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	△68	△11,978	△5,381
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	27,323	16,976	33,121
従業員数(人)	11,676	11,806	11,732

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含めておりません。
3. 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益」については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年2月28日現在

従業員数（人）	11,806（10,877）
---------	----------------

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含む）であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年2月28日現在

従業員数（人）	2,553（819）
---------	------------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、嘱託を含む）であり、臨時雇用者（パートタイマー、アルバイトおよび季節社員）の人数は（ ）内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)	前年同四半期比 (%)
調味料・加工食品 (百万円)	21,196	102.7
健康機能 (百万円)	2,255	109.9
タマゴ (百万円)	15,959	116.3
サラダ・惣菜 (百万円)	14,298	106.8
共通 (百万円)	519	92.2
合計 (百万円)	54,229	107.7

- (注) 1. 「物流システム」では生産活動を行っておりません。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当第1四半期連結会計期間の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)	前年同四半期比 (%)
調味料・加工食品 (百万円)	5,189	86.3
健康機能 (百万円)	438	115.4
タマゴ (百万円)	2,143	108.9
サラダ・惣菜 (百万円)	785	100.5
共通 (百万円)	1,081	86.5
物流システム (百万円)	3,319	101.5
合計 (百万円)	12,959	94.8

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

主要製品以外の一部の製品について受注生産を行うほかは、全て見込み生産のため記載を省略しております。

(4) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)	前年同四半期比 (%)
調味料・加工食品 (百万円)	41,220	103.9
健康機能 (百万円)	4,249	109.6
タマゴ (百万円)	21,015	107.5
サラダ・惣菜 (百万円)	19,417	105.3
共通 (百万円)	1,424	72.0
物流システム (百万円)	28,362	104.2
合計 (百万円)	115,689	104.5

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 外部顧客に対する売上高を記載しております。

※ 当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しており、前年同四半期比は、同基準に準拠して算出したものを記載しております。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、輸出を中心に企業収益が持ち直した一方、好転の見られない雇用情勢などから個人消費が上向かない厳しい環境で推移いたしました。

食品業界においては、原資材コストが上昇する中、価格の低下傾向が継続しました。

食品物流業界においては、お取引先様の拠点の再編や物流の効率化、同業者間での競争の動きが続きました。

◇ 当社グループ（当社、連結子会社および持分法適用関連会社）の状況

平成22年度からの3年間を対象とする中期経営計画における、「人材育成の充実と、グループ品質の向上」を土台とした「事業基盤の強化」と「新たな展開への挑戦」の3つの基本方針、またこれらを強力に推進するドリルの役割として位置づけた「フードサービス戦略の本格的展開」にグループが連携して取り組むことで、企業価値の一層の向上に努めました。

・売上高

サラダ調味料や健康訴求サラダなどが牽引したほか、物流システムでの取引先との取組み強化などにより1,156億89百万円と前年同期比49億69百万円（4.5%）の増収となりました。

・利益面

増収の効果やコスト低減に努めたことなどが寄与したものの、鶏卵相場の上昇などから営業利益は前年同期に比べ2億50百万円（△5.7%）減の41億43百万円、経常利益が前年同期に比べ37百万円（△0.8%）減の44億38百万円、四半期純利益は前年同期に比べ1億60百万円（△6.8%）減の22億10百万円となりました。

◇ セグメント別の状況

[売上高の内訳]

(単位 百万円)

	前第1四半期	当第1四半期	増減(金額)	増減(比率)
調味料・加工食品	39,663	41,220	1,557	3.9%
健康機能	3,876	4,249	373	9.6%
タマゴ	19,548	21,015	1,467	7.5%
サラダ・惣菜	18,436	19,417	981	5.3%
共通	1,977	1,424	△553	△28.0%
物流システム	27,217	28,362	1,145	4.2%
合計	110,720	115,689	4,969	4.5%

[営業利益の内訳]

(単位 百万円)

	前第1四半期	当第1四半期	増減(金額)	増減(比率)
調味料・加工食品	3,089	3,366	277	9.0%
健康機能	261	245	△16	△6.1%
タマゴ	1,053	678	△375	△35.6%
サラダ・惣菜	182	215	33	18.1%
共通	360	329	△31	△8.6%
物流システム	553	435	△118	△21.3%
調整額	△1,108	△1,128	△20	—
合計	4,393	4,143	△250	△5.7%

(注) 当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しており、前第1四半期連結会計期間の金額は同基準に準拠して算出しています。

調味料・加工食品

- ・加工食品は減少したが、新商品の寄与もありサラダ調味料が伸張り増収
- ・サラダ調味料の増収やコスト低減などにより増益

健康機能

- ・ヒアルロン酸などの医薬用素材や、介護食の「やさしい献立」が順調に拡大し増収
- ・育児食の減益が影響したが、ヒアルロン酸や流動食などは増益

タマゴ

- ・おにぎり用卵黄ソース・エクセルエッグなどの高付加価値商品の伸張や、鶏卵相場の上昇の影響により増収
- ・鶏卵相場の上昇への売価改定のタイミングのずれの影響などから減益

サラダ・惣菜

- ・多品種の野菜を使用したバランスサラダなどの健康訴求サラダが拡大し増収
- ・サラダの単価ダウンによる影響を、増収効果やコスト低減などで吸収し増益

共通

- ・その他の原料販売の縮小などにより売上高と営業利益が減少

物流システム

- ・既存取引先での取扱い品目・配送エリアの拡大や、新規取引先の開拓などにより増収
- ・燃料コスト上昇などにより減益も、物流拠点の見直しや保管・配送機能の効率化が進展

(2) 財政状態

- ・総資産は、2,681億97百万円と前連結会計年度末に比べ197億60百万円減少
主に「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」の減少、「投資有価証券」の増加による
- ・負債は、864億42百万円と前連結会計年度末に比べ206億13百万円減少
主に「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」および「未払法人税等」の減少、「引当金」の増加、「その他」(未払費用)の減少による
- ・純資産は、1,817億55百万円と前連結会計年度末に比べ8億54百万円増加
主に「利益剰余金」、「その他有価証券評価差額金」の増加による

(3) キャッシュ・フロー

- ・現金及び現金同等物の残高は、169億76百万円と前連結会計年度末に比べ161億45百万円減少
- 各キャッシュ・フローの状況
- 営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益、減価償却費に加え、売上債権および仕入債務の減少、たな卸資産の増加、法人税等の支払などにより4億20百万円の支出
(前年同期は13億92百万円の収入)
 - 投資活動によるキャッシュ・フローは、設備投資のための支出などにより36億28百万円の支出
(前年同期は21億10百万円の支出)
 - 財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の減少、配当金の支払などにより119億78百万円の支出
(前年同期は68百万円の支出)

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様への判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、当社および当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。当社は、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますが、突然に大量買付行為がなされた際には、短期間の内に買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかにつき適切な判断が求められる株主の皆様にとって、買付者および当社取締役会の双方

から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式の継続保有を検討するうえでも、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者の考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、買付者の過去の投資行動等、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大量買付行為を行う買付者においては、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に対する株主の皆様の判断のために必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大量買付行為の中には、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものもないとは言えず、そのような大量買付行為から当社の基本理念やブランド、株主を始めとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者としては、当然の責務であると認識しております。

このような責務を全うするため、当社取締役会は、株式の大量取得を目的とする買付け（または買収提案）を行う者に対しては、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

そこで、当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

以上の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方を、以下「本基本方針」といいます。

(2) 当社の本基本方針の実現に資する特別な取組み

ア 当社の本基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値および株主共同の利益の向上に資するための取組みとして、以下の取組みを実施しております。

① グループ中期経営計画の策定

当社グループは、企業価値をより高めるために平成22年度を初年度とする3年間の中期経営計画を策定しております。

当中期経営計画においては、「人材育成の充実と、グループ品質の向上」を土台に「事業基盤の強化」と「新たな展開への挑戦」の3つを基本方針と定めております。また、これらを強力に推進するドリルの役割として「フードサービス戦略の本格的展開」を位置づけております。当中期経営計画を実現するためには、各事業において収益体質を強化し、資産効率を高めるべく積極的な事業投資および設備投資を行うことが、当社の一層の企業価値および株主共同の利益の向上に資すると考えております。

② コーポレート・ガバナンスの整備

当社グループは、効率的で健全な経営によって当社の企業価値および株主共同の利益の継続的な増大を図るため、経営上の組織体制や仕組み・制度などを整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の最も重要な課題の一つに位置づけております。

当社は、事業年度毎の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるよう、取締役の任期を1年としております。また、監査体制の一層の充実強化を図るため、社外監査役3名を含む監査役5名の体制を採っております。

イ 上記(2)アの取組みについての当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記(2)ア①および②の取組みは、いずれも、当社グループの企業価値および株主共同の利益を向上させ、その結果、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう大量買付者が現れる危険性を低減するものであり、本基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものであることから、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えます。

(3) 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策））

ア 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）による取組み

当社は、平成23年1月20日開催の当社取締役会において、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成23年2月23日開催の当社第98回定時株主総会の承認を停止条件として、大量買付行為への対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を継続して採用することを決定し、第98回定時株主総会において本対応方針を継続して採用することが承認されま

した。

本対応方針の概要は、以下のとおりです。

(ア) 対象となる買付行為

特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本対応方針の適用対象からは除外いたします。）を対象とします。

(イ) 大量買付ルールの内容

当社は、①大量買付者が当社取締役会に対して大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②原則として60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合）または90日（その他の大量買付行為の場合）が当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案、株主意思の確認手続の要否の決定および対抗措置発動または不発動の決定のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として経過した後にはのみ、大量買付行為を開始することができる、という大量買付ルールを設定いたします。

また、大量買付ルールに関連して、本対応方針を適正に運用し当社取締役会の恣意的判断を可及的に防止するため、③独立委員会を設置するとともに、株主の皆様の意思を尊重する見地から、必要に応じて④株主意思の確認手続を行うこととします。独立委員会委員の人数は3名以上とし、独立委員会委員は、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者、当社社外取締役または当社社外監査役の中から選任します。また、当社株主の皆様の意思を確認する場合には、会社法上の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）による決議によるものとします。当社取締役会は、本株主総会を開催する場合には、本株主総会の決議の結果に従い、大量買付行為の提案に対し、対抗措置を発動しまたは発動しないことといたします。本株主総会の開催日は、原則として当初定められた取締役会評価期間内に設定するものとし、本株主総会を開催するための実務的に必要な期間等の理由によりやむを得ない事由がある場合には、独立委員会の勧告に基づき、取締役会評価期間を、30日間延長することができるものとします。

(ウ) 大量買付行為がなされた場合の対応方針

a. 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、原則として大量買付行為に対する対抗措置はとりません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様においてご判断いただくこととなります。

もつとも、大量買付者が真摯に合理的な経営をめざすものではなく、大量買付者による支配権取得が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、本対応方針の例外的措置として、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、適切と考える手段をとることがあります。

b. 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、必要性および相当性を勘案したうえで、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

c. 対抗措置の手段

対抗措置の具体的な手段については、必要性および相当性を勘案したうえで、新株予約権の無償割当てその他会社法上および当社定款により認められる手段の中から、発動する時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。新株予約権無償割当てを選択する場合には、大量買付者等に新株予約権の行使を認めないこと等を新株予約権の条件として定めます。

d. 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置の発動が決定された後であっても、大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の変更または停止を行うことができるものとします。

(エ) 株主・投資家に与える影響等

a. 大量買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大量買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行うことを支援するものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

b. 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合などには、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の発動にかかる大量買付者等を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。なお、当社取締役会が新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式価値の希釈は生じませんので、新株予約権の無償割当てにかかる権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

c. 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社が公告する新株予約権無償割当てにかかる割当基準日において当社の株主名簿に記録された株主に対し、新株予約権が無償にて割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。この他、割当方法、新株予約権の行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決定が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知をいたしますので、その内容をご確認下さい。

(オ) 本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、平成26年2月28日までに開催される第101回定時株主総会の終結の時までとします。

イ 上記(3)アの取組みについての当社取締役会の判断およびその判断にかかる理由

① 本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大量買付ルールの内容、大量買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主および投資家の皆様に与える影響等を定めるものです。

本対応方針は、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および取締役会評価期間が経過した後のみ大量買付行為を開始することを求め、大量買付ルールを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、大量買付者の大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、大量買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、本基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

② 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記(1)「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」で述べたとおり、本基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、当社株主の皆様承認を本対応方針の発効・延長の条件としており、本対応方針にはデッドハンド条項（導入した当時の取締役が一人でも代われば消却不能になる条項）やスローハンド条項（取締役の過半数を代えても一定期間消却できない条項）は付されておらず、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えます。

③ 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する条件を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様承認を要します。

また、大量買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。さらに、必要に応じて、株主の皆様意思を尊重するため、株主意意の確認手続を行うことができるとしています。本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きを盛り込んでいます。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、6億59百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(注) 「第2 事業の状況」における文章中の金額には、消費税等は含めておりません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

①当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設等についての重要な変更は次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)	完了予定年月
キューピー(株) 五霞工場	茨城県猿島郡 五霞町	調味料・ 加工食品	工場増築	1,040	平成23年3月

(注) 1. キューピー(株)五霞工場の工場増築は、「完了予定年月」が平成23年2月から平成23年3月に変更となっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

②当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設等のうち、完了したものは次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	取得金額 (百万円)	完了年月
キューピー(株) 中河原工場	東京都府中市	物流システム	賃貸用倉庫 改築	72	平成23年2月
キューピー(株) 中河原工場	東京都府中市	タマゴ	賃貸設備	34	平成23年2月
キューピー(株) 中河原工場	東京都府中市	物流システム	賃貸設備	140	平成23年2月

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

③当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修等の計画は次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完了後の増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
KEWPIE VIETNAM CO., LTD.	本社工場 (ベトナム ビンズオン)	調味料・ 加工食品	食品製造 設備	555	-	自己資金	平成23年3月	平成24年3月	

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 完了後の増加能力については、生産品目が多種多様にわたっており、算定が困難であります。従って、完了後の増加能力の記載はしておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年2月28日)	提出日現在発行数(株) (平成23年4月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	155,464,515	155,464,515	東京証券取引所 (市場第一部)	・権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式 ・単元株式数 100株
計	155,464,515	155,464,515	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年12月1日 ～ 平成23年2月28日	—	155,464	—	24,104	—	29,418

(6)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年11月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年11月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式（自己保有株式） 3,719,100 普通株式（相互保有株式） 67,300	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 151,536,900	1,515,369	同上
単元未満株式	普通株式 141,215	—	同上
発行済株式総数	155,464,515	—	—
総株主の議決権	—	1,515,369	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,700株（議決権の数37個）含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） キュービー㈱	東京都渋谷区渋谷 1-4-13	3,719,100	—	3,719,100	2.39
（相互保有株式） サミット製油㈱	千葉市美浜区新港 38	67,300	—	67,300	0.04
計	—	3,786,400	—	3,786,400	2.43

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 12月	平成23年 1月	2月
最高（円）	1,043	1,048	1,042
最低（円）	1,010	1,001	1,008

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年12月1日から平成22年2月28日まで）および前第1四半期連結累計期間（平成21年12月1日から平成22年2月28日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年12月1日から平成23年2月28日まで）および当第1四半期連結累計期間（平成22年12月1日から平成23年2月28日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年12月1日から平成22年2月28日まで）および前第1四半期連結累計期間（平成21年12月1日から平成22年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年12月1日から平成23年2月28日まで）および当第1四半期連結累計期間（平成22年12月1日から平成23年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年2月28日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,604	29,718
受取手形及び売掛金	59,248	64,701
有価証券	5,000	5,000
商品及び製品	10,934	10,372
仕掛品	982	733
原材料及び貯蔵品	4,926	4,319
その他	5,994	5,656
貸倒引当金	△353	△359
流動資産合計	100,337	120,142
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	127,484	126,716
減価償却累計額	△79,440	△78,482
建物及び構築物（純額）	48,044	※1 48,233
機械装置及び運搬具	125,653	126,661
減価償却累計額	△103,772	△103,827
機械装置及び運搬具（純額）	21,880	※1 22,834
土地	40,770	※1 40,752
建設仮勘定	3,042	2,507
その他	11,524	11,181
減価償却累計額	△8,038	△7,815
その他（純額）	3,486	3,366
有形固定資産合計	117,223	117,693
無形固定資産	2,236	2,315
投資その他の資産		
投資有価証券	20,457	19,495
前払年金費用	17,513	17,753
その他	11,219	11,343
貸倒引当金	△790	△785
投資その他の資産合計	48,400	47,806
固定資産合計	167,860	167,815
資産合計	268,197	287,957

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年2月28日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年11月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	37,730	39,078
短期借入金	9,951	※1 19,953
未払法人税等	2,250	5,737
引当金	4,534	2,129
資産除去債務	98	—
その他	15,974	24,848
流動負債合計	70,541	91,747
固定負債		
社債	500	500
長期借入金	1,425	※1 1,548
引当金	2,462	2,488
資産除去債務	291	—
その他	11,222	10,769
固定負債合計	15,901	15,307
負債合計	86,442	107,055
純資産の部		
株主資本		
資本金	24,104	24,104
資本剰余金	29,432	29,432
利益剰余金	110,293	109,600
自己株式	△3,848	△3,847
株主資本合計	159,981	159,290
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,530	1,111
繰延ヘッジ損益	△6	△20
為替換算調整勘定	△4,463	△4,247
評価・換算差額等合計	△2,940	△3,156
少数株主持分	24,713	24,767
純資産合計	181,755	180,901
負債純資産合計	268,197	287,957

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年12月1日 至 平成22年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)
売上高	110,720	115,689
売上原価	84,198	88,301
売上総利益	26,522	27,388
販売費及び一般管理費	※1 22,128	※1 23,245
営業利益	4,393	4,143
営業外収益		
受取利息	50	47
受取配当金	77	107
持分法による投資利益	82	68
デリバティブ評価益	—	105
その他	80	74
営業外収益合計	290	404
営業外費用		
支払利息	89	50
為替差損	57	—
その他	61	58
営業外費用合計	208	108
経常利益	4,475	4,438
特別利益		
前期損益修正益	3	—
固定資産売却益	6	13
補助金収入	40	—
抱合せ株式消滅差益	—	74
その他	2	28
特別利益合計	52	115
特別損失		
前期損益修正損	2	—
固定資産除却損	58	204
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	214
その他	7	6
特別損失合計	68	425
税金等調整前四半期純利益	4,459	4,128
法人税等	※2 1,821	※2 1,737
少数株主損益調整前四半期純利益	—	2,391
少数株主利益	267	180
四半期純利益	2,370	2,210

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年12月1日 至 平成22年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	4,459	4,128
減価償却費	3,041	3,100
持分法による投資損益(△は益)	△82	△68
投資有価証券評価損益(△は益)	4	—
引当金の増減額(△は減少)	2,942	2,381
前払年金費用の増減額(△は増加)	193	246
受取利息及び受取配当金	△127	△155
支払利息	89	50
固定資産除売却損益(△は益)	53	191
売上債権の増減額(△は増加)	△1,073	5,632
たな卸資産の増減額(△は増加)	△1,244	△1,449
仕入債務の増減額(△は減少)	4,862	△1,433
その他	△5,689	△7,367
小計	7,431	5,256
利息及び配当金の受取額	153	174
利息の支払額	△122	△111
法人税等の支払額	△6,069	△5,739
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,392	△420
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,264	△3,531
無形固定資産の取得による支出	△86	△85
投資有価証券の取得による支出	△5	△43
貸付けによる支出	△270	△64
貸付金の回収による収入	55	42
その他	460	54
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,110	△3,628
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	1,783	344
長期借入金の返済による支出	△251	△10,457
少数株主からの払込みによる収入	90	—
配当金の支払額	△1,441	△1,517
少数株主への配当金の支払額	△182	△214
自己株式の取得による支出	△1	△1
その他	△66	△132
財務活動によるキャッシュ・フロー	△68	△11,978
現金及び現金同等物に係る換算差額	73	△126
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△712	△16,153
現金及び現金同等物の期首残高	27,831	33,121
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	205	—
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	7
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 27,323	※ 16,976

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間において、㈱ファミリーシェフは連結子会社である㈱旬菜デリと合併したため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 51社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益および経常利益はそれぞれ4百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は219百万円減少しております。 また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は388百万円であります。</p> <p>(2) 「持分法に関する会計基準」および「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)および「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)
(四半期連結損益計算書関係)	<p>1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p> <p>2. 前第1四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「為替差損」は、当第1四半期連結累計期間において営業外費用の総額の100分の20以下となったため、営業外費用の「その他」に含めて表示することに変更しました。なお、当第1四半期連結累計期間における「為替差損」の金額は3百万円であります。</p> <p>3. 前第1四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「前期損益修正益」は、当第1四半期連結累計期間において特別利益の「その他」に含めて表示することに変更しました。なお、当第1四半期連結累計期間における「前期損益修正益」の金額は16百万円であります。</p>

【簡便な会計処理】

重要な該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年2月28日)	前連結会計年度末 (平成22年11月30日)																																						
<p>1. 担保に供している資産 担保に供されている資産については、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動がないため、記載を省略しております。</p> <p>2. 偶発債務 保証債務 下記の債務について連帯保証しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">被保証者</th> <th style="text-align: center;">保証金額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">被保証債務 の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">従業員</td> <td style="text-align: center;">333</td> <td style="text-align: center;">銀行借入他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上海丘寿儲運 有限公司</td> <td style="text-align: center;">136</td> <td style="text-align: center;">契約義務履 行の金融機 関による保 証に対する 再保証</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">470</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務 の内容	従業員	333	銀行借入他	上海丘寿儲運 有限公司	136	契約義務履 行の金融機 関による保 証に対する 再保証	計	470		<p>1. ※1. 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">1,035百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">3,079百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,122百万円</td> </tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">上記担保に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">805百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,410百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,215百万円</td> </tr> </table> <p>2. 偶発債務 保証債務 下記の債務について連帯保証しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">被保証者</th> <th style="text-align: center;">保証金額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">被保証債務 の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">従業員</td> <td style="text-align: center;">333</td> <td style="text-align: center;">銀行借入他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上海丘寿儲運 有限公司</td> <td style="text-align: center;">151</td> <td style="text-align: center;">契約義務履 行の金融機 関による保 証に対する 再保証</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">484</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	建物及び構築物	1,035百万円	機械装置及び運搬具	7百万円	土地	3,079百万円	計	4,122百万円	短期借入金	805百万円	長期借入金	1,410百万円	計	2,215百万円	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務 の内容	従業員	333	銀行借入他	上海丘寿儲運 有限公司	151	契約義務履 行の金融機 関による保 証に対する 再保証	計	484	
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務 の内容																																					
従業員	333	銀行借入他																																					
上海丘寿儲運 有限公司	136	契約義務履 行の金融機 関による保 証に対する 再保証																																					
計	470																																						
建物及び構築物	1,035百万円																																						
機械装置及び運搬具	7百万円																																						
土地	3,079百万円																																						
計	4,122百万円																																						
短期借入金	805百万円																																						
長期借入金	1,410百万円																																						
計	2,215百万円																																						
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務 の内容																																					
従業員	333	銀行借入他																																					
上海丘寿儲運 有限公司	151	契約義務履 行の金融機 関による保 証に対する 再保証																																					
計	484																																						

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年12月1日 至 平成22年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)																																						
<p>※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>運送費及び保管料</td><td style="text-align: right;">6,010百万円</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td style="text-align: right;">4,212百万円</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td style="text-align: right;">606百万円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">1,907百万円</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td style="text-align: right;">3,231百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">366百万円</td></tr> <tr><td>役員賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">37百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">887百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">430百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">12百万円</td></tr> </table> <p>※2. 「法人税等」は、「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」を一括して記載しております。</p>	運送費及び保管料	6,010百万円	販売促進費	4,212百万円	研究開発費	606百万円	広告宣伝費	1,907百万円	給料手当	3,231百万円	減価償却費	366百万円	役員賞与引当金繰入額	37百万円	賞与引当金繰入額	887百万円	退職給付引当金繰入額	430百万円	貸倒引当金繰入額	12百万円	<p>※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>運送費及び保管料</td><td style="text-align: right;">6,467百万円</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td style="text-align: right;">4,361百万円</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td style="text-align: right;">659百万円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">1,908百万円</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td style="text-align: right;">3,322百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">389百万円</td></tr> <tr><td>役員賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">34百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">956百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">499百万円</td></tr> </table> <p>※2. 「法人税等」は、「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」を一括して記載しております。</p>	運送費及び保管料	6,467百万円	販売促進費	4,361百万円	研究開発費	659百万円	広告宣伝費	1,908百万円	給料手当	3,322百万円	減価償却費	389百万円	役員賞与引当金繰入額	34百万円	賞与引当金繰入額	956百万円	退職給付引当金繰入額	499百万円
運送費及び保管料	6,010百万円																																						
販売促進費	4,212百万円																																						
研究開発費	606百万円																																						
広告宣伝費	1,907百万円																																						
給料手当	3,231百万円																																						
減価償却費	366百万円																																						
役員賞与引当金繰入額	37百万円																																						
賞与引当金繰入額	887百万円																																						
退職給付引当金繰入額	430百万円																																						
貸倒引当金繰入額	12百万円																																						
運送費及び保管料	6,467百万円																																						
販売促進費	4,361百万円																																						
研究開発費	659百万円																																						
広告宣伝費	1,908百万円																																						
給料手当	3,322百万円																																						
減価償却費	389百万円																																						
役員賞与引当金繰入額	34百万円																																						
賞与引当金繰入額	956百万円																																						
退職給付引当金繰入額	499百万円																																						

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年12月1日 至 平成22年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)																
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年2月28日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td style="text-align: right;">22,400百万円</td></tr> <tr><td>預入期間が3か月を超える定期預金</td><td style="text-align: right;">△77百万円</td></tr> <tr><td>有価証券勘定</td><td style="text-align: right;">5,000百万円</td></tr> <tr style="border-top: 1px solid black;"><td>現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">27,323百万円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	22,400百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△77百万円	有価証券勘定	5,000百万円	現金及び現金同等物	27,323百万円	<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年2月28日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td style="text-align: right;">13,604百万円</td></tr> <tr><td>預入期間が3か月を超える定期預金</td><td style="text-align: right;">△1,628百万円</td></tr> <tr><td>有価証券勘定</td><td style="text-align: right;">5,000百万円</td></tr> <tr style="border-top: 1px solid black;"><td>現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">16,976百万円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	13,604百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△1,628百万円	有価証券勘定	5,000百万円	現金及び現金同等物	16,976百万円
現金及び預金勘定	22,400百万円																
預入期間が3か月を超える定期預金	△77百万円																
有価証券勘定	5,000百万円																
現金及び現金同等物	27,323百万円																
現金及び預金勘定	13,604百万円																
預入期間が3か月を超える定期預金	△1,628百万円																
有価証券勘定	5,000百万円																
現金及び現金同等物	16,976百万円																

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年2月28日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年12月1日至平成23年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 155,464,515株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,769,943株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年1月20日 取締役会	普通株式	1,517百万円	10円00銭	平成22年11月30日	平成23年2月24日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年12月1日至平成22年2月28日)

	食品事業 (百万円)	物流事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	83,502	27,217	110,720	—	110,720
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	3	5,180	5,183	(5,183)	—
計	83,506	32,398	115,904	(5,183)	110,720
営業利益	4,947	553	5,501	(1,108)	4,393

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、業種別に区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品

食品事業・・・調味料・加工食品、健康機能、タマゴ、サラダ・惣菜 等

物流事業・・・運送・倉庫業

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間の本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報は開示しておりません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間の海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、海外売上高は開示しておりません。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象として商品・役務別に「調味料・加工食品」、「健康機能」、「タマゴ」、「サラダ・惣菜」、「共通」および「物流システム」としております。

各事業の概要は下記のとおりであります。

調味料・加工食品：マヨネーズ、ドレッシング、食酢、ジャム、パスタソース、スイートコーン等

健康機能：育児食、医療食、介護食、ヒアルロン酸等

タマゴ：液卵、凍結卵、乾燥卵、タマゴスプレッド、厚焼卵、錦糸卵等

サラダ・惣菜：サラダ、惣菜、弁当、おにぎり、パッケージサラダ等

共通：食品の販売等

物流システム：食品の運送・保管等

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日）

（単位：百万円）

	調味料・加工食品	健康機能	タマゴ	サラダ・惣菜	共通	物流システム	合計	調整額 (注)1	四半期連結損益計算書計上額 (注)2
売上高									
外部顧客への売上高	41,220	4,249	21,015	19,417	1,424	28,362	115,689	—	115,689
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,080	138	1,071	117	3,489	5,459	11,358	(11,358)	—
計	42,301	4,387	22,087	19,534	4,914	33,822	127,048	(11,358)	115,689
セグメント利益	3,366	245	678	215	329	435	5,271	(1,128)	4,143

(注) 1. セグメント利益の調整額△1,128百万円には、主として、親会社の管理部門および連結子会社ケイ・システム㈱と㈱キューピーあいに係わる費用等である配賦不能営業費用1,150百万円が含まれております。

2. セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度末日に比べて著しい変動がないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

前連結会計年度末日に比べて著しい変動がないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度末日に比べて著しい変動がないため、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間において、著しい変動がないため、記載しておりません。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度末日に比べて著しい変動がないため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年2月28日)		前連結会計年度末 (平成22年11月30日)	
1株当たり純資産額	1,035.25円	1株当たり純資産額	1,029.26円

2. 1株当たり四半期純利益等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年2月28日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)	
1株当たり四半期純利益	15.63円	1株当たり四半期純利益	14.57円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(百万円)	2,370	2,210
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,370	2,210
期中平均株式数(千株)	151,698	151,694
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

当社グループは、このたびの東日本大震災により、東北および関東地方の工場、物流倉庫が被害を受けました。建物および設備、棚卸資産等の一部が損傷いたしました。これによる当社グループの営業活動等に及ぼす影響および修繕工事等に掛かる費用を含めた実質損害額は、現在調査中であります。

なお、東北および関東地方の工場については設備の点検作業を終え、生産機能はほぼ復旧しつつありますが、原資材や燃料の入手状況、物流の混乱、計画停電等の諸事情により、商品供給の安定化にはしばらく時間を要する見込みです。

(リース取引関係)

前連結会計年度末日に比べて著しい変動がないため、記載しておりません。

2 【その他】

平成23年1月20日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	1,517百万円
②1株当たり配当額	10円00銭
③基準日	平成22年11月30日
④効力発生日	平成23年2月24日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年4月14日

キューピー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 均 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 純也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 政人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているキューピー株式会社の平成21年12月1日から平成22年11月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年12月1日から平成22年2月28日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年12月1日から平成22年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、キューピー株式会社及び連結子会社の平成22年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年4月14日

キューピー株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 均 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 純也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 政人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているキューピー株式会社の平成22年12月1日から平成23年11月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年12月1日から平成23年2月28日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年12月1日から平成23年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、キューピー株式会社及び連結子会社の平成23年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。